

議案第 8 1 号

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 0」を「1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 2 条 飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 2. 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の額の特例）

- 3 令和 7 年 1 2 月に支給する期末手当に関する改正後の条例第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 2 3 5」とあるのは、「1 0 0 分の 2 3 0」とする。
- 4 令和 8 年 6 月及び同年 1 2 月に支給する期末手当に関する第 2 条の規定による改正後の飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 2 3 2. 5」とあるのは、「1 0 0 分の 2 3 0」とする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略	（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略	（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略